

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）に対する意見募集結果

1 意見の募集期間

令和4年2月21日（月）から令和4年3月15日（火）

2 意見の件数等

4件（意見提出者2人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	ご意見の概要	県の考え方
1	<p>○くくりわなの禁止について</p> <p>近年、イノシシの駆除のため、くくりわなが山にたくさん設置されている。クマ、カモシカが誤ってくくりわなにかかる場合があり、その際、人が近づくとクマ、カモシカが人に向かってくる危険がある。</p> <p>しかし、箱わなはその心配がなく、イノシシの有害駆除は箱わなだけで十分ではないか。人命に関わる事故が起きる前にできるだけ早くくくりわなを禁止すべきである。</p>	<p>近年、イノシシによる農作物被害額は急激に増えており、農作物被害防止や豚熱まん延防止の観点から、県ではイノシシの捕獲対策の強化に努めています。</p> <p>イノシシを多く捕獲するため、箱わなと比較して、多くの捕獲従事者が安価で比較的容易に設置できるくくりわなを使用するケースが多いと考えています。</p> <p>県では、クマ、カモシカ等の錯誤捕獲、これに伴う人身事故が発生しないよう、くくりわなを設置する際のルールや錯誤捕獲が発生した場合の対応について、啓発活動を強化するとともに、今後とも研究を続けていきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の人身事故と錯誤捕獲の予防対策に活かすため、市町村等に伝えます。</p> <p>また、くくりわなの使用については、市町村や鳥獣被害対策実施隊を構成する猟友会からの要望等を踏まえ、拡大的にその使用を認めてきた経緯があり、当計画において、直ちに禁止や制限をすることはできません。</p> <p>今後、当計画期において、くくりわなの禁止や制限の可否について、市町村や猟友会の意見を十分に聞き対処していきます。</p>

<p>2</p>	<p>○人身事故と錯誤捕獲を予防するため、鳥獣被害防止の対象鳥獣にイノシシとツキノワグマを併記している市町村では、イノシシの有害捕獲は、箱わなを原則として、くくりわなの使用を制限すること。</p> <p>5年前にイノシシ捕獲に有効だったくくりわなは、錯誤捕獲や人身事故のメリットが目立ちはじめ、価格や設置数といったメリットが薄らぎつつあり、猟期以外のイノシシ捕獲においては、箱わなを原則として、くくりわなの使用を制限すべきと考えます。</p> <p>ツキノワグマの錯誤捕獲の増加は、第三者が被害者となる人身事故の前兆と感じています。鳥獣被害防止計画のイノシシとツキノワグマを併記している市町村では、くくりわなの使用を制限すべきと考えます。</p>	<p>イノシシを多く捕獲するため、箱わなと比較し、多くの捕獲従事者が安価で比較的容易に設置できるくくりわなを使用している場合が多いと考えています。</p> <p>県では、クマ、カモシカ等の錯誤捕獲、これに伴う人身事故が発生しないよう、くくりわなを設置する際のルールや錯誤捕獲が発生した場合の対応について、啓発活動を強化するとともに、今後とも研究を続けていきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の人身事故と錯誤捕獲の予防対策に活かすため、市町村等に伝えます。</p>
<p>3</p>	<p>○高齢化する狩猟者登録者の大量リタイアを見据え、箱わなによるイノシシの有害捕獲においては、狩猟免許がなくとも一定の講習受講を条件に捕獲許可することを試行すること。</p> <p>一人前の有害鳥獣捕獲実施隊の捕獲従事者の育成には数年かかる。一方で、現在の捕獲従事者の主力は65歳前後ですが、5年後には70歳となり、半数がリタイアしてしまう現状にあるため、5年後の狩猟登録者も大量リタイアが予想される。</p> <p>このため、今のうちから人材育成をする必要があり、箱わなによるイノシシの有害捕獲においては、狩猟免許がなくとも、一定の講習受講を条件に捕獲許可を試行すべきと考えます。</p>	<p>県では、鳥獣対策を推進するうえで鳥獣捕獲の担い手の確保は、重要な課題の一つと考えており、新規狩猟者等の育成・確保に努めています。</p> <p>有害鳥獣捕獲実施隊には、狩猟免許を所持していない方を隊員とすることが可能であり、また、実施隊員をサポートする立場の支援員を置くという方法もあります。</p> <p>ハクビシン等の中型獣類を捕獲する場合には、一定の条件を満たせば狩猟免許がなくとも捕獲許可を受けて捕獲することができます。</p> <p>当計画を策定するための指針として、環境省から「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が発出されています。当該指針では、大型獣類を捕獲する場合に、狩猟免許のない者への捕獲許可の緩和等は示されておらず、狩猟者の減少を理由として狩猟免許のない者にイノシシの有害捕獲許可</p>

		<p>を行うことはできないと考えています。</p> <p>県としては、狩猟免許制度との整合性を図りながら、引き続き、新規狩猟者の育成・確保に努めていきます。</p>
4	<p>○捕獲従事者が処分できる限界を超える大型獣の有害捕獲においては、自家消費を前提とせず、処分施設の設置を自治体に義務付けること。</p> <p>近年、本県でも多くのイノシシが捕獲されることになったことにより、イノシシ肉が珍しくなくなり、自家消費の割合も低減してきている。このため、捕獲イノシシが100kg前後の大型個体となると「巨大な生ごみ」となり、捕獲従事者が自ら処分できる限界を超える。このような大型個体の有害捕獲においては、自家消費を前提とせず、施設処分を行うべく、処分施設の設置を自治体に義務付けるべきと考えます。</p>	<p>近年、本県でもイノシシの捕獲頭数が急激に増えてきたことに伴い、捕獲個体の処分に関する問題が顕在化してきています。</p> <p>捕獲個体の処分については、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では、捕獲個体を埋設する穴の掘削経費への充当が認められています。</p> <p>また、捕獲個体の処分施設としては、捕獲個体をおがくずの熱で溶解する「減容化施設」や「解体処理施設」については、同交付金の支援対象となっており、処分の負担軽減を図るため、県内市町村での施設整備を勧奨しています。</p> <p>市町村に処分施設の設置を義務付けることはできないため、引き続き、市町村への施設整備の勧奨に努めていきます。</p>